

【健康づくりに関する団体・機関等との連携の強化】

1 目標項目に関連した施策

- 「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」の認証点数の拡大等
- ひろしま食育ネットワークの運営
- 特定給食施設等への指導の実施
- 家庭や職場、飲食店等における受動喫煙防止対策

2 目標項目ごとの進捗状況

No.	目標項目（指標）	ベースライン値 （策定時）	中間目標値	中間実績値 （直近値）	最終目標値	評価
1	元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証数の増加 （元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体の認証数）	全体 1,009 店舗 うち 禁煙協賛 239 店舗 食生活協賛 322 店舗 ウォーキング実践協賛 84 店舗 健康づくり協賛 364 店舗 （平成 23 年度）	全体 1,687 店舗 うち 禁煙協賛 358 店舗 食生活協賛 494 店舗 ウォーキング実践協賛 114 店舗 健康づくり協賛 494 店舗 がん検診推進協賛 228 店舗 （平成 28 年度）	全体 1,257 店舗 うち 禁煙協賛 221 店舗 食生活協賛 402 店舗 ウォーキング実践協賛 91 店舗 健康づくり協賛 415 店舗 がん検診推進協賛 128 店舗 （平成 28 年度）	全体 2,500 店舗 うち 禁煙協賛 500 店舗 食生活協賛 700 店舗 ウォーキング実践協賛 150 店舗 健康づくり協賛 650 店舗 がん検診推進協賛（仮称）500 店舗 （平成 34 年度）	C
2	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加 （管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合）	65.8% （平成 23 年度）	70.2% （平成 28 年度）	67.3% （平成 28 年度）	75.5% （平成 34 年度）	C
3	日常生活における受動喫煙の機会の減少 （家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関において受動喫煙の機会がある者の割合） ＜算定方法＞（※国の方法） ・行政機関、医療機関、飲食店、職場：「月 1 回以上」と回答した割合（母数は「行かなかった」と回答した者を除く） ・家庭：「ほぼ毎日」と回答した割合	行政機関 14.4% 医療機関 9.9% 飲食店 66.3% 職場 47.2% 家庭 9.7% （平成 22 年度）	行政機関 7.2% 医療機関 5.0% 飲食店 44.5% 職場 18.9% 家庭 6.5% （平成 28 年度）	行政機関 3.0% 医療機関 6.6% 飲食店 38.3% 職場 28.0% 家庭 6.9% （平成 28 年度）	行政機関 0% 医療機関 0% 飲食店 22.6% （平成 34 年度） 職場 0% （平成 32 年） 家庭 3.3% （平成 34 年度）	C

3 目標達成状況

区 分	項目数
A 目標値に達した	
B 目標値に達していないが改善傾向にある	
C 変わらない	3
D 悪化している	
E 評価困難	
合 計	3

4 評価

- 「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」の認証数は、平成 28 年度に登録継続について確認調査を行い整理したことから、「禁煙協賛」、「食生活協賛」、「ウォーキング実践協賛」の認証数が減少した。「禁煙協賛」は策定時より減少している。
- 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合は、増加しているが中間目標値に達していない。
※特定給食施設で提供される給食内容が栄養的・衛生的に配慮されたものであれば、その食事をとる者の健康の維持・増進が期待できることから、「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している割合の増加」を目指すため、設定された目標
- 日常生活における受動喫煙の機会は、いずれの場所においても減少しているが、医療機関、職場及び家庭は中間目標値に達していない。

5 今後の課題

- 社会環境を改善することは、健康づくりに関心のない者や時間的又は精神的にゆとりのある生活を確保することが困難な者の健康増進にもつながることから、店舗や団体にとって、協賛店となるメリットを増やし、認証数の増加を図るとともに、市民への周知方法を検討する必要がある。
- 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合については、国は健康日本 21（第 2 次）の評価のための参考値としており、今後は、平成 27 年より把握している「施設における肥満及びやせの改善状況を踏まえ、利用者に応じた適切な栄養管理を行っている特定給食施設の割合」を評価することとしているため、国に準じた方法で評価する必要がある。
- 職場や家庭においては、「ほぼ毎日」受動喫煙の機会があると回答した者の割合が高く、受動喫煙の健康影響が特に懸念されることから、職場や家庭における正しい受動喫煙防止対策の普及啓発や喫煙者への禁煙支援が必要である。なお、取組にあたっては、喫煙率の減少に向けた取組と連動した方法を検討していく。
- 中間目標値に達していない施設種別を中心に、受動喫煙防止対策の必要性及び方法について普及啓発手段を検討する必要がある。今後の対策については、国の動向を踏まえて検討・実施していく。